

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

おりベネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このライフサポートサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い、会員に対し、JCOM 株式会社を提供する「CATV ライフサポート卸サービス」（以下「本サービス」といいます。）を利用することができる権利（以下「本利用権」といいます。）を付与します。

### 第2条 (定義)

本規約において用いる用語の意義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「入会申込者」とは、第4条第1項の定めに従い会員契約の締結を当社に申込みをいいます。
- (2) 「会員契約」とは、入会申込者と当社との間で締結される本サービスの利用にかかる契約をいいます。
- (3) 「会員」とは、第4条の定めに従い、当社との間で会員契約を締結し、本サービスの利用会員となった個人をいいます。
- (4) 「家族会員」とは、会員の未婚の子及び配偶者（会員と同居しない者を含みます。）ならびに会員又はその配偶者の同居の親族（会員の6親等内の血族又は3親等内の姻族）をいいます。
- (5) 「会員等」とは、会員及び当該会員の家族会員を総称していいます。
- (6) 「サービス対象物件」とは、会員が当社所定の方法で当社に予め届け出た会員の自宅をいい、以下の各号に定める条件のいずれをも満たすものをいいます。
  - ①会員の身分証明書（運転免許証又は公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書をいいます。）に記載の住所と所在地が一致するもの
  - ②当該物件が居住用物件に該当すると合理的に判断できるもの
- (7) 「専用フリーコール」とは、会員が本サービスの提供を当社に要請する際の連絡先として当社が別途指定するフリーコール番号をいいます。
- (8) 「提携事業者」とは、本サービスの提供にあたり JCOM 株式会社と提携する事業者をいいます。
- (9) 「当社等」とは、当社、JCOM 株式会社及び提携事業者を総称したものをいいます。
- (10) 「反社会的勢力」とは、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者およびこれ

らの者と密接な関わりを有する者を総称してまいります。

### 第3条 （本規約）

1. 本サービスの利用に関しては、本規約のほかに、当社等が定める各種のご案内、利用条件、約款、重要事項説明、注意事項、ガイドライン等（当社等が随時会員に対し行う通知を含み、以下総称して「特約」といい、本規約と特約とを合わせて「本規約等」といいます。）が適用されます。なお、本規約と特約とで定めが異なる場合は、本規約に別段の定めのない限り、特約の内容が優先して適用されます。
2. 当社等は、民法の定めに従い、本規約等の内容を変更できるものとします。この場合、本サービスの提供又は利用に係る条件は変更後の本規約等によります。
3. 当社等は、変更後の本規約等及びその効力発生時期を、所定のウェブサイトに掲載する方法、その他相当の方法により周知するものとし、変更後の本規約等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

### 第4条 （会員契約）

1. 入会申込者は、本規約に同意の上、当社所定の入会申込書（以下「入会申込書」といいます。）を提出し、その他当社所定の手続を実施することにより会員契約の締結を申し込むものとし、当社がこれを承諾したときに、当該入会申込者と当社との間で会員契約が成立するものとします。
2. 会員契約が成立した場合におけるその有効期間は、前項に基づく会員契約締結の申し込みを当社が承諾した日又は会員が会員契約の締結の申し込みと共に利用契約締結の申し込みを行った有線放送サービス若しくは電気通信サービスが開通した日のいずれか遅い日（以下「契約成立日」といいます。）が属する月の翌月1日（以下「利用開始日」といいます。）から同月末日までとします。ただし、当該有効期間内に第22条に基づく退会申請がなされなかった場合、当該会員契約は、有効期間満了日の翌日より更に1か月間同一条件で自動的に更新されるものとします。
3. 入会申込者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、当該入会申込者からの会員契約締結の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申し込みにかかる申告内容その他当社に提供された入会申込者の情報に虚偽若しくは不備又はそれらのおそれがある場合
  - (2) 入会申込者が、当社等の提供するサービス（本サービスを含みますがこれに限られません。以下本項において同じ。）に係る契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがある又は現に受けている若しくはそのおそれがある場合
  - (3) 入会申込者が、当社等の提供するサービスの利用に係る契約に違反する行為又は違反のおそれのある行為を行ったことがある又は現に行っている場合
  - (4) 入会申込者が、当社等の提供するサービスの利用に係る料金を所定の期日までに支払

わなかったことがある又はそのおそれのある場合

- (5) 入会申込者が法人である場合
- (6) 入会申込者が反社会的勢力である場合
- (7) 当社が入会申込者に対して本サービスを提供するにあたり当社等の業務遂行上支障がある場合
- (8) 当社のサービスに加入していないの場合
- (9) その他当社等が入会申込者を会員とすることが不適切であると判断した場合

#### 第5条 (本利用権の付与)

1. 当社は、会員に対し、次条に定める本サービスの利用開始日から利用終了日までの間（以下「利用期間」といいます。）、本規約等に定める条件に基づき、本利用権を付与します。
2. 会員は、第三者に対し、本利用権を譲渡又は貸与等することはできません。
3. 本規約等に明示するものを除き、当社は、本サービスに関する何らの権限も会員に譲渡し又は付与するものではありません。

#### 第6条 (本サービスの提供および利用)

1. 会員は、本規約の定めに従い、利用開始日の午前0時以降、本サービスを利用することができるものとします。
2. 会員は、第22条に基づき退会申請を行った日の属する月の末日（以下「利用終了日」といいます。）の翌日以降、本サービスを利用することができないものとします。
3. 会員は、利用期間中、家族会員に本サービスを利用させることができるものとします。家族会員が本サービスを利用する場合、家族会員は本規約等を遵守する義務を負うものとし、会員は、家族会員による本規約等の遵守について一切の責任を負うものとします。当社は、家族会員が本サービスを利用した時点で、会員及び家族会員が本項に定める条件を承諾したものとみなします。
4. 当社は、本サービスの内容の全部又は一部を変更し又は廃止することができるものとします。当社は、本サービスの変更又は廃止により会員に損害が生じた場合であっても、当該損害については責任を負わないものとします。

#### 第7条 (会費その他の料金)

1. 会員は、会員契約の有効期間中、本利用権付与の対価として、別表1に定める料金（以下「会費」といいます。）を支払うものとします。
2. 会員は、毎月の会費を特定商取引法に関する表示「ライフサポートサービス」に定める支払期日までに、当社に支払うものとします。
3. 会員は、月の途中で第22条に基づく退会申請を行った場合においても、当該退会申請

日の属する月の末日までの期間にかかる会費について支払義務を負うものとし、会費の日割計算は行わないものとします。

4. 当社は、会費その他の本規約等に基づき会員から支払われた一切の金員について、会員契約の終了、取り消し、解除その他事由の如何を問わず、会員に対して返還する義務を負わないものとします。
5. 会員は、会費の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から実際の支払日の前日までの日数について年14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得られた額を、延滞利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。なお、支払期日の翌日から起算して10日以内に未払の会費の全額が支払われた場合は、本項に定める延滞利息の支払義務は消滅するものとします。

#### 第8条 （登録情報の変更）

1. 会員は、当社等に届け出た情報（氏名及び住所等を含みますがこれに限られません。以下「登録情報」といいます。）に変更が生じた場合、当社等の所定の方法により速やかに変更の手続を行うものとします。
2. 会員が前項に基づく登録情報の変更手続を怠ったことにより本サービスの提供を受けることができず、又は当該会員が不利益を被ったとしても、当社等はその責任を一切負いません。また、会員が前項に基づく変更手続を怠ったことにより当社等からの通知が到達せず、又は到達が遅延した場合、実際の到達日にかかわらず、当該通知は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなします。

## 第2章 基本サービス

### 第9条 (ライフサポート電話相談・ライフサポートかけつけ)

1. 会員は、本利用権に基づき、JCOM 株式会社の提供する電話相談サービス及びかけつけサービスを利用することができます。
2. 前項に定める電話相談サービス及びかけつけサービスの内容及び利用条件は、別途 JCOM 株式会社が定める「ライフサポート電話相談・ライフサポートかけつけのご案内」([https://www.jcom.co.jp/catv-service/life\\_support/pdf/goannai\\_denwa\\_kaketsuke.pdf](https://www.jcom.co.jp/catv-service/life_support/pdf/goannai_denwa_kaketsuke.pdf)) に従うものとします。

## 第3章 付帯保険

### 第10条 (ライフサポート電話相談付帯保険 不正決済補償)

会員は、会員契約の締結をもって、JCOM 株式会社を保険契約者とする au 損害保険株式会社の不正決済補償保険に自動的に加入し、利用期間中、当該保険の被保険者となります。なお、当該保険の詳細については、別途 au 損害保険株式会社が定める「ライフサポート電話相談付帯保険 不正決済補償のご案内」([https://www.jcom.co.jp/catv-service/life\\_support/pdf/goannai\\_fuseikessai\\_hoshou.pdf](https://www.jcom.co.jp/catv-service/life_support/pdf/goannai_fuseikessai_hoshou.pdf)) に従うものとします。

### 第11条 (ライフサポート電話相談付帯保険 機器補償)

会員は、会員契約の締結をもって、JCOM 株式会社を保険契約者とするさくら損害保険株式会社の機器補償保険に自動的に加入し、利用期間中、当該保険の被保険者となります。なお、当該保険の詳細については、別途さくら損害保険株式会社が定める「ライフサポート電話相談付帯保険 機器補償のご案内」([https://www.jcom.co.jp/catv-service/life\\_support/pdf/goannai\\_kiki\\_hoshou.pdf](https://www.jcom.co.jp/catv-service/life_support/pdf/goannai_kiki_hoshou.pdf)) に従うものとします。

### 第12条 (ライフサポートかけつけ付帯保険 家電保証)

1. 会員は、会員契約の締結をもって、JCOM 株式会社を保険契約者とする au 損害保険株式会社の家電保証保険（以下「本家電保証」といいます）に自動的に加入し、利用期間中、当該保険の被保険者となります。なお、当該保険の詳細については、別途 au 損害保険株式会社が定める「ライフサポートかけつけ付帯保険 家電保証のご案内」([https://www.jcom.co.jp/catv-service/life\\_support/pdf/goannai\\_kaden\\_hoshou.pdf](https://www.jcom.co.jp/catv-service/life_support/pdf/goannai_kaden_hoshou.pdf))（以下「家電保証のご案内」といいます）に従うものとします。
2. 本家電保証は、サービス対象物件において、「家電保証のご案内」で定める保証の限度額の範囲内において、本家電保証の対象製品の無料修理、代替品提供又は金銭給付

を本条乃至第 20 条に定める条件で行うサービスをいいます。本家電保証の対象製品や本家電保証の対象となる故障等は、「家電保証のご案内」に従うものとします。

3. 会員等は、利用開始日から 28 日を経過するまでの間に生じた故障等については、本家電保証に基づく補償を受けることはできません。

#### 第 13 条 （本家電保証のサービス提供関係者）

1. JCOM 株式会社は、本家電保証の提供にかかる業務の運営において、窓口業務を含む一部の業務を Assurant Japan 株式会社に委託するものとします。
2. JCOM 株式会社は、本家電保証の提供において、会員を被保険者とする損害保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を、au 損害保険株式会社との間で締結します。
3. 会員は、本家電保証の利用にあたって、保険金の請求および受領に係るすべての権限を、Assurant Japan 株式会社に委任することについて同意するものとし、本家電保証の提供をもって保険金請求権を放棄するものとします。

#### 第 14 条 （修理の依頼方法）

利用期間中において対象製品に故障や不具合が生じた場合、ご自身や第三者による修理は行わず、ライフサポートかけつけ付帯 家電保証の専用ダイヤル（以下「家電保証ダイヤル」といいます。）から修理をご依頼ください。ご自身や第三者により先に修理を行った場合や、JCOM 株式会社の了解を得ることなく家電保証ダイヤル以外から直接修理をご依頼された場合には、本家電保証の対象外となります。

- (1) 本家電保証では、会員等から Assurant Japan 株式会社に対し、メーカー保証書、購入証明書及び故障が発生している対象製品の画像の提出が必要となります。会員等はメーカー保証書、購入証明書及び故障が発生している対象製品の画像データを、家電保証専用ダイヤルにてご案内する指定の方法によって提出するものとします。
- (2) 対象製品の修理期間中における貸出機（代用品）の提供は行っておりません。
- (3) 記憶装置を持つ製品においては、修理の際にデータの消去を伴う場合があります。修理をご依頼された際には、データの消去を伴うことについて、同意を頂いているものとします。

#### 第 15 条 （保証限度額の超過の場合の取扱い）

本家電保証において、対象製品の 1 回の修理費用（税込）が本家電保証限度額を超過する場合、超過分の金額を会員等が負担することを同意することにより、本家電保証を続行することができます。

#### 第 16 条 （代替品の提供）

本家電保証において、対象製品の修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給が不可能な場合等を含みますがこれに限られません。）、保証限度額の超過分の金額について、会員等による負担の同意が得られない場合又は、修理サービスの提供について会員等の同意が得られない場合には、修理を行わず、自然故障限度額又は物損故障限度額から検証までにかかる諸費用、対象製品（修理依頼品）の返却にかかる費用、代替品の提供時にかかる運送費等、代替品提供に関連して発生する諸費用及び各費用に対する消費税を差し引いた金額の範囲（以下「代替品提供上限額」といいます。）内で購入可能な、同種品を代替品として提供します。

- (1) 代替品の提供にあたって、会員等は、メーカー、機種、型番、購入する販売店等の指定をすることはできません。
- (2) 本家電保証は、提供された代替品にて継続して本家電保証の利用が可能となります。
- (3) 提供する代替品が設置工事を伴う製品であった場合、対象製品の取外しにかかる費用、代替品の取付けにかかる費用等、その他設置工事に関する費用は、会員等の負担となります。
- (4) 代替品の提供後、対象製品は会員等へ返却となります。
- (5) 提供可能な同種品の提供価格が代替品提供上限額を超過する場合、超過分の金額について、会員等が負担することを事前に同意することにより、代替品提供を続行することができます。

#### 第 17 条 （金銭給付）

代替品提供上限額の超過額の会員等負担について会員等の同意が得られない場合、何らかの事情により当社等が同種の代替品を用意できない場合又は、修理サービス及び代替品の提供について会員等の同意が得られない場合には、会員等へ本家電保証限度額から修理見積費用、運送費用、出張費用、振込手数料、代引き手数料、その他の諸費用（消費税を含みます。）を差し引いた金額のお支払いをもって修理及び代替品提供に代えさせていただきます。なお、修理又は代替品提供のいずれかを実施した場合、会員に対する金銭給付は行いません。

#### 第 18 条 （会員等が負担する費用）

次の費用は、本家電保証には含まれておらず、会員等の負担となります。

- (1) 対象製品の修理の際に発生する脱着や設置工事費用（工事費、材料費及び諸経費等を含みますがこれに限られません。）
- (2) 対象製品が出張修理対象製品以外の場合における、対象製品の梱包材料費及び梱包にかかる費用。

- (3) 離島及び遠隔地への修理依頼の際に発生する対象製品の往復送料及び出張に掛かる費用。(消費税を含みます。)
- (4) 保証限度額超過等により、会員等の費用負担が発生した場合、その費用及び振込手数料又は代引き手数料。(消費税を含みます。)
- (5) 代替品の提供を実施した際に発生した設置工事費用、その他諸経費。
- (6) 対象製品の処分にかかる費用、家電リサイクル法に基づく廃家電処理費用。
- (7) 対象製品の保証修理を依頼した際に、本家電保証の対象外となる事由により生じた修理技術費用、修理見積費用、運送費用、出張費用、部品代、振込手数料、代引き手数料、その他の諸費用。(消費税を含みます。)

#### 第 19 条 (本家電保証の対象外となる事由・事項)

次のいずれかにあてはまる場合は本家電保証の対象外となり、本家電保証は適用されません。対象外の詳細な事由、事項については本保険契約の約款に準じます。

- (1) 本家電保証の提供条件を満たしていない製品であった場合。
- (2) 会員契約の名義が法人名義または個人事業主である場合。
- (3) 対象製品のメーカー保証書及び取扱説明書等の使用上の注意等による正しい使用方法とは異なる不適切な使用、又は想定された用法や限度を超える過酷な使用により生じた故障又は損傷。
- (4) 依頼された対象製品の修理が会員等の都合により実施されない場合、又は修理の依頼をキャンセルした場合において生じた修理見積費用、運送費用、出張費用、振込手数料、代引き手数料、その他の諸費用。(消費税を含みます。)

#### 第 20 条 (波及損害等の取扱い)

対象製品もしくは代替品の故障又は損傷等に起因して生じる次に掲げる損害については、本家電保証の対象とはならず、当社等は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 身体障害(障害に起因する死亡及び怪我を含みますがこれに限られません。)
- (2) 他の財物(ソフトウェアを含みますがこれに限られません。)に生じた故障又は損傷等の損害。
- (3) 対象製品、その他の財物が使用できなかったことにより生じた損害。
- (4) 日本国外で生じた損害。



## 第4章 一般条項

### 第21条 (本サービスの停止等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時中断し又は停止することができるものとします。
  - (1) 本サービスを提供するために使用するネットワーク、システム又は設備等について点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う必要がある場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社等の責めに帰すべからざる事由に起因して本サービスの提供が不可能または困難になった場合
  - (4) その他、当社等が合理的な理由により、本サービスの提供を一時中断し又は停止する必要があると判断した場合
2. 当社は、当社の判断により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社は会員に対し、終了の旨を事前に通知するものとします。
3. 当社は、本条に定める事項に起因して会員又はその他の第三者に生じた損害についていかなる責任も負いません。

### 第22条 (退会・会員契約の終了等)

会員は、当社所定の手続に従って退会を申請することにより会員契約の更新を拒絶することができるものとします。退会申請がなされた場合、会員契約は、当該退会申請日の属する月の末日をもって終了するものとします。

### 第23条 (当社が行う会員契約の解除等)

1. 当社は、会員等が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続を要することなく、会員による本サービスの利用を停止し、会員契約を解除することができるものとします。なお、当社は、本条に基づく措置の理由を説明する義務を負わないものとします。
  - (1) 本規約等の定めに違反した場合又は違反するおそれがあると当社が判断した場合
  - (2) 登録情報その他本サービスを利用するにあたり当社に提供した情報の全部又は一部につき虚偽の事実、誤記又は記載漏れ等の不備があることが判明した場合
  - (3) 当社等、他の会員又はその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
  - (4) 当社等の提供するサービス(本サービスを含みますがこれに限られません。以下本項において同じ。)に係る規約に違反したことその他の理由によって、会員が当該サービスの提供を受けられなくなった場合

- (5) 過去に当社等の提供するサービスに係る規約に違反したことがある場合、若しくは登録の取消や退会処理、その他当該サービスの利用を当社等から拒絶されたことがある場合
  - (6) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - (7) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等の会員契約の成立に必要な手続を経ていなかった場合
  - (8) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (9) 会員が法人であることが発覚した場合
  - (10) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  - (11) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (12) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (13) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合
  - (14) 死亡した場合
  - (15) 当社等からの連絡後、相当期間を経過してもなお応答がない場合
  - (16) 会員が会員契約の締結の申し込みと共に利用契約締結の申し込みを行った有線放送サービス又は電気通信サービスの利用に係る契約が終了した場合
  - (17) その他、当社等が本サービスの利用の継続を適当でないと合理的に判断した場合
2. 本条に基づき本サービスの利用の停止を受け、又は会員契約が解除された場合であっても、会員は、当該利用停止日または会員契約解除日の属する月に係る会費の支払義務を免れないものとします。また、会員は、会員契約が解除された場合、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
  3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第24条（禁止行為）

1. 会員等は、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 第三者（家族会員を除きます。以下本項において同じ。）に対し、本サービスの利用

に必要となる情報（専用フリーコールの電話番号を含みますが、これに限られません。）を開示する行為

- (2) 第三者に本サービスを利用させ、又は会員たる地位を貸与、譲渡、名義変更、売買等その他の処分をする行為
  - (3) 本サービスを利用した営業行為その他営利目的行為、又はその準備行為
  - (4) 本規約等に記載されている内容を超えるサービスの提供を求める行為又はこれに類する行為
  - (5) 当社等、他の会員又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
  - (6) 当社等、他の会員又はその他の第三者に不利益、損害、又は不快感を与える行為
  - (7) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為又はそれらに関連する行為
  - (8) 法令に違反し、又は違反のおそれのある行為
  - (9) 本サービスに関するシステム等に対する、修正、変更、翻案その他改変行為、又はリバースエンジニアリングその他の解析行為
  - (10) 本サービス又はその他の当社等のネットワーク又はシステム等への不正なアクセスを試みる行為
  - (11) 本サービスのネットワーク、専用フリーコール又はシステム等に過度な負担をかける行為
  - (12) 当社等又は第三者になりすます行為、若しくは意図的に虚偽の情報を流布させる行為
  - (13) 虚偽、不正確な情報を登録し、又は提供する行為
  - (14) 入退会を繰り返す等、本サービスの運営を妨害する行為
  - (15) 当社等による本サービスの運営を妨害するおそれがあると合理的に認められる行為
  - (16) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為
2. 当社は、会員等が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合には、会員に事前に通知することなく、前条に定める措置をとることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき会員等に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第25条 （免責）

1. 当社は、本サービスについて、その安全性、正確性、確実性、有用性、会員等が意図する特定の目的との適合性等を何ら保証するものではありません。
2. 会員は、当社が、会員の登録情報及び本サービスの利用に際して会員等より申告又は提供を受けた情報に基づき本サービスを提供することを理解した上で本サービスを利用するものとし、当社の責に帰すべき場合を除き、当該情報の誤りや伝達の漏れ又は遅れ

等によって生じる会員等の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 会員は、本サービスを利用することが、会員等に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、会員等による本サービスの利用が、会員等に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
4. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、会員等が本サービスの利用期間中に本サービスを利用できなかったこと及び本サービスの提供が遅延したことについて一切の責任を負いません。
5. 本サービス又は当社ウェブサイト等に関連して会員等と JCOM 株式会社、提携事業者、他の会員、又はその他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、会員の責任において処理及び解決するものとし、当社の責めに帰すべき場合を除き、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
6. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、登録情報の削除、消失又は漏洩、会員契約の解除、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して会員等が被った損害につき、当該損害が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
7. 消費者契約法その他の強行法規の適用その他何らかの理由により、当社が会員等に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去 3 か月の期間に会員から現実に受領した会費の総額相当額を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失により会員に生じた損害についてはこの限りではありません。

#### 第26条 （個人情報の取り扱い）

1. 会員は、当社が会員等に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先、生年月日、性別、メールアドレス、本サービス利用状況等の情報（以下「個人情報等」といいます。）を取得することを承諾するものとします。
2. 会員は、当社が会員等の個人情報等を、本サービスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに会員にとって有益と考える情報（当社等の提供する商品もしくはサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りません。）の選定および配信の目的に利用することを承諾するものとします。
3. 会員は、会員等に対する本サービスの提供のため、会員等の個人情報等を当社から JCOM 株式会社へ提供し、また、当該個人情報等を、JCOM 株式会社から au 損害保険株式会社及びさくら損害保険株式会社に提供することを承諾するものとします。
4. 前各項に定めるほか、個人情報等を含む会員等に係る情報の取扱いについては、別途当

社が定める「おりベネットワークプライバシーポリシー」が適用されます。

<https://oribe-net.co.jp/privacy/>

#### 第27条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項の全部又は一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとしします。

#### 第28条（譲渡禁止）

会員は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとしします。

#### 第29条（管轄裁判所）

本規約等に関し訴訟又は紛争が生じた場合は、被告の本社所在地をもって第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

別表1 「料金表」

ライフサポートサービス	月額 800 円 (税抜)
-------------	---------------